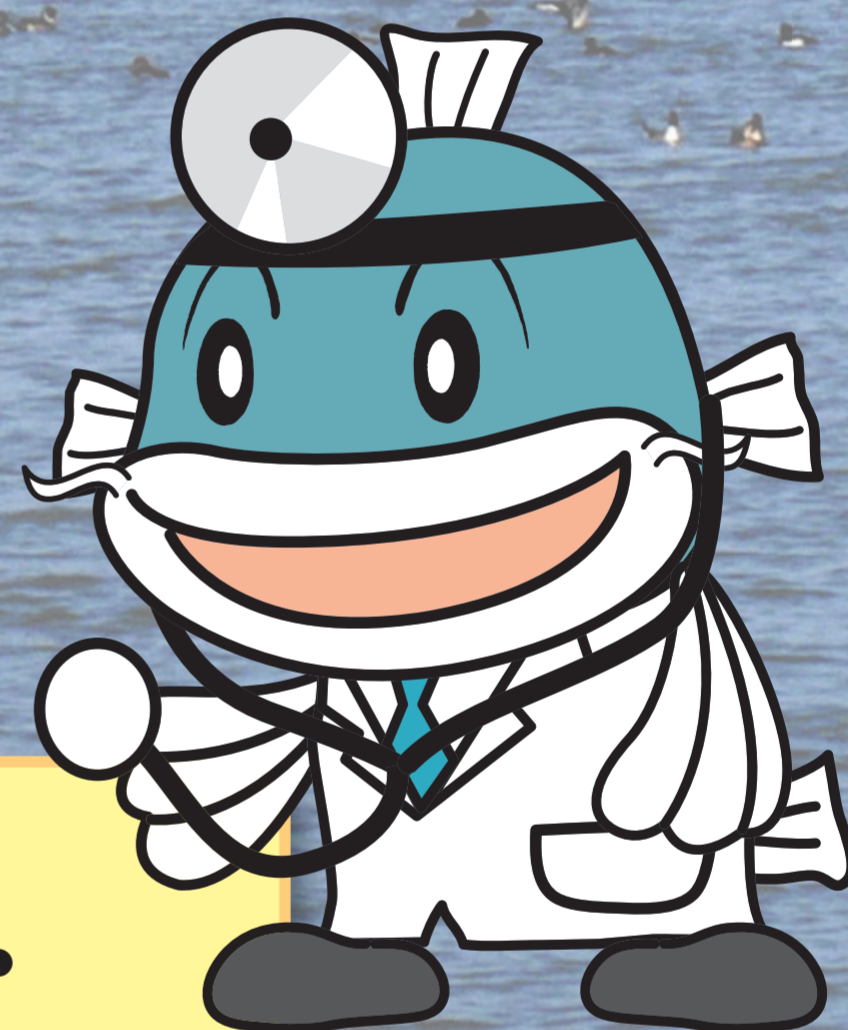


ジェネリック医薬品って ご存じですか？

ジェネリック医薬品を
希望される時は…



まずは、医師・歯科医師・
薬剤師にご相談ください

注意していただくこと

- 1 お薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が製造されていないものがあります。
- 2 病院・診療所や薬局によっては、取り扱っていない場合があります。
- 3 医師の判断により、ジェネリック医薬品へ変更できないことがあります。

滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会

お問い合わせ 滋賀県健康福祉部医務薬務課薬務室 TEL：077-528-3634